

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和3年10月28日(木)

開会 9時30分

閉会 9時58分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、栗須百合香委員、
北野誕生水委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 上村和弘

次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、

次長(育成支援・社会教育担当) 佐脇優子、次長(研修担当) 水野和久

教育総務課 課長 森岡賢治、班長兼企画員 森将和

教職員課 課長 野口慎次、班長 水谷匡利、班長 若宮一哉、

主幹兼係長 足立元則、主査 松村敏明、主査 鈴木良典

高校教育課 課長 井上珠美、班長 河合貞志、係長 水谷紀子

保険体育課 課長 奥田隆行、主幹兼係長 太田修三

5 報告題件名

報告 1 公立学校における働き方改革の推進(教育職員における1年単位の変
形労働時間制)について

報告 2 令和3年度三重県学校保健功労者表彰について

報告 3 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲
について

報告 4 県立学校教職員の人事異動報告について

報告 5 市町等立小中学校・義務教育学校職員の人事異動報告について

報告 6 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告 7 令和4年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の実施につい
て

報告 8 令和4年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿
登載試験の実施について

6 審議の概要

・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（10月14日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告4、報告5は人事に関する案件のため、報告6から報告8は公表前であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、非公開の報告4から報告8を受けたあと、公開の報告1から報告3を受けることを決定する。

・報告事項

報告4 県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

報告5 市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について（非公開）

野口教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・報告事項

報告6 令和4年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について（非公開）

報告7 令和4年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の実施について（非公開）

報告8 令和4年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載試験の実施について（非公開）

野口教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・報告事項

報告1 公立学校における働き方改革の推進（教育職員における1年単位の变形労働時間制）について（公開）

（野口教職員課長説明）

報告1 公立学校における働き方改革の推進（教育職員における1年単位の变形労働時間制）について

公立学校における働き方改革の推進（教育職員における1年単位の变形労働時間制）

について、別紙のとおり報告する。令和3年10月28日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

次のページをお願いいたします。これは11月の県議会で県の条例改正案を提出したいと考えております。それを事前にご説明させていただこうと思います。

「1 学校における働き方改革」です。近年、教育職員の長時間労働が問題となっており、学校における働き方改革を推進することが求められています。このような中、令和元年12月に法律が改正され、文部科学大臣により教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定されるとともに、1年単位の変形労働時間制の活用が可能となりました。学校における働き方改革は、さまざまな取組を総合的に進めるとともに各学校の状況に応じた取組を行う必要があります。

「2 本県の学校における働き方改革の取組」で、本県では、定時退校日や部活動休養日、それから学校閉校日の設定、教育委員会が行う調査・報告や会議・研修会等の削減等、さまざまな取組を行ってきているところでございます。また、令和2年1月に文部科学大臣が策定した指針に基づき、教育職員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間とする規則及び方針を定めました。外部人材についても、令和3年度にスクール・サポート・スタッフを配置したほか、部活動指導員、スクールカウンセラーの配置時間等を拡充するなど、必要な環境整備を進めているところでございます。(2)現状のところ、令和3年度の4月から8月における時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員は、表にありますとおり、小学校で約750人、中学校で約1,090人、県立学校で約322人となっております。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業のため通常の状態ではなかった令和2年度の同時期と比較すると増加しているんですけども、通常の状態であった令和元年度の同時期との比較をしてみますと、減というふうになっております。しかしながら教育職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況でありますので、総合的に働き方改革を進める必要があります。

3番をご覧ください。「3 教育職員における1年単位の変形労働時間制について」の制度の概要でございます。本制度は、業務量が多い時期の勤務時間を増やす代わりに、夏休みなどに勤務時間が割り振られない日を設定し、業務の繁閑に応じて勤務時間の配分を認める制度です。各学校における本制度の活用については、教育職員との対話などを通じて校長が計画し、サービスを監督する各教育委員会が認めるということになります。

(2)対象となる職員です。この制度の対象となるのは教育職員であり、事務職員などは対象外ということです。育児、介護などを行う者に対しては、育児、介護などに必要な時間を確保できるよう配慮する必要があります。(3)勤務時間の割り振りです。対象期間の1週間あたりの勤務時間の平均が38時間45分となるようにする必要があります。勤務時間を割り振る日は、月曜日から金曜日までの5日間が原則となります。以下5点ほど記載させていただいております。(4)条例改正のところでは、教育職員に本制度を活用するためには、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正し、本制度に関する規定を設ける必要があります。条例及び規則で定める主な事項は、記載のとおりでございます。次のページをご覧くださいまして、(5)期待できる効果のところでは、本制度は、さまざまな取組を総合的に進める必要がある学校における働き方改革において、取組の選択肢を増やすこととなります。長期休業期間において勤務

時間が割り振られない日を確保することで、教育職員のリフレッシュの時間を確保でき、ひいては子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことに資することが期待できると考えております。

説明は以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 令和3年度三重県学校保健功労者表彰について（公開）

（奥田保健体育課長説明）

報告2 令和3年度三重県学校保健功労者表彰について

令和3年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。令和3年10月28日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

まず1ページのほうの趣旨をご覧ください。この表彰は三重県内の公立学校・園において、学校保健の向上発展のため、永年にわたり職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえて、表彰するものです。推薦基準につきましては、①から④にお示しさせてもらっていますのでご確認ください。

本年度の表彰候補者につきまして、三重県医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会に推薦を依頼したところ、3番目にありますように、各会より2名ずつ、計6名の推薦をいただきました。まず、三重県医師会から嶋久子（しまひさこ）さんと、松葉努（まつばつとむ）さんの2名が推薦されました。次に三重県歯科医師会から亀田六史（かめだむつひと）さんと、金原耕司（きんばらこうじ）さんの2名が推薦されました。続いて、三重県薬剤師会から、川口嘉彦（かわぐちよしひこ）さんと、前田浩之（まえだひろゆき）さんの2名が推薦されました。

3ページから5ページにそれぞれの方の功績についてお示しをさせていただきました。2ページにありますように、この6名の皆様につきまして、9月9日に開催しました、副教育長を委員長とする学校保健功労者表彰審査会にて、推薦基準に合致していることを確認したことを受け、受賞者として教育長が決定いたしました。表彰状等につきましては、本日、三重県医師会、歯科医師会、薬剤師会に届ける予定をしております。

以上で報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・報告事項

報告3 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について（公開）

（井上高校教育課長説明）

報告3 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について

令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲について、別紙のとおり報告する。令和3年10月28日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長

1ページをご覧ください。この8月末に緊急事態宣言が発令され、9月に県内の中学校等で在宅学習や分散登校が実施されたことをふまえて、10月1日に市町等教育委員会等に、中学校3年生等の令和4年2月以降に学習する内容について調査を依頼しました。その調査結果をもとに、令和4年度高等学校入学者選抜における学力検査について、対応を定めました。

三重県立高等学校入学者選抜では、前期選抜で学力検査を実施する場合、県が作成する国語または数学及び英語の学力検査問題から、2教科までを高等学校が選択して実施できることとしており、また、学力検査の代わりに各高校が作成する総合問題を実施できることとしています。

「1 県教育委員会が作成する前期選抜の学力検査問題について」をご覧ください。県が作成する前期選抜の学力検査問題について、国語及び英語においては、出題範囲から除外する内容はなしとします。数学については、いくつかの市町等教育委員会から回答のあった三平方の定理以降を出題範囲から除外することとします。

「2 各学校が作成する前期選抜の総合問題について」ですが、令和4年度選抜では、津工業高校とみえ夢学園高校が総合問題を実施します。国語、数学及び英語においては、県が作成する学力検査問題と同様の対応とし、社会と理科においては、これもいくつかの市町等教育委員会から回答のあった学習内容を、それぞれ出題範囲から除外します。

「3 県教育委員会が作成する後期選抜及び再募集の学力検査問題について」は、後期選抜及び再募集については中学校等を卒業した後に実施されることから、中学校卒業までに学習するすべての内容を出題範囲とします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、今後、中学校等で臨時休業または分散登校等の措置が再びとられた場合は、改めて検討することといたします。

このことについては、本日、各県立学校及び市町等教育委員会、私学課に通知するとともに、県のウェブページに掲載する予定です。

報告3 令和4年度三重県立高等学校入学者選抜における学力検査の出題範囲については以上です。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

さっき説明で、1番の「三平方の定理以降を除外する」と言われましたが、それが正しい表現ということなんですね。

井上課長

「図形」のうち「三平方の定理」と、「データの活用」のうち「標本調査」の範囲を出題範囲から除外することといたします。訂正させていただきます。すみません。

教育長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・閉会宣言